

平成25年6月17日

法務省民事局参事官室

御中

「民法(債権関係)の改正に関する中間試案」に関する意見

公益社団法人

日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会(通称NACS)

消費者提言特別委員会

〒152-0031東京都目黒区中根2丁目13番18号

第百生命都立大学駅前ビル

電話03-3718-4678(代) fax03-3718-4015

eメール advisor-consultant@nacs.or.jp

法制審議会民法(債権関係)部会では、これまでの審議結果を中間的に取りまとめて「民法(債権関係)の改正に関する中間試案」を決定、貴室で公表され、現在、中間試案に対する意見が募集されています。

私たち公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会の消費者提言特別委員会では、契約のルールが120年ぶりに変わるという民法(債権関係)改正に、意見書を出すため消費者意識調査を実施しました。私たちが日ごろ何気なく行っている商品やサービスの契約で、さまざまなトラブルを経験しますが、債権法に係わる「消滅時効の期間」、「契約交渉の不当破棄」、「情報提供・説明義務」、「錯誤と不当表示」、「取引ルールの明文化」について、それぞれ簡単な事例を挙げて設問とし、それに対する回答の選択肢を用意し、消費者はどのように解決したいと考えているのかを明らかにするためのアンケート調査です。今回この調査結果を踏まえて、多岐の亘る項目の中から日常的に係わるいくつかの項目について意見を述べさせていただきます。

第1 法律行為総則

2 公序良俗(民法第90条関係)

(1) 「公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は無効とする」

意見：この改正案には賛成します。

「事項を目的とする」という規定は目的とするという意味が限定的に解釈され、非常にわかりにくい表現でした。どこに線引きするかという恣意的判断をも招くことになるため削除することに賛成します。

(2) 相手方の困窮、経験の不足、知識の不足その他の相手方が法律行為をするかどうか

かを合理的に判断することができない事情があることを利用して、著しく過大な利益を得、又は相手方に著しく過大な不利益を与える法律行為は、無効とするものとする。

意見：この規定を設けることに賛成します。ただし、「著しく過大な」という表現はこれも何が著しいのか判断の分かれるところになることから、「不当な」程度に修正を要請します。

暴利行為を無効とする立法化は必要です。暴利行為の典型例は高齢者を狙う悪質商法です。高齢化社会、格差社会を見据えると暴利行為を排除することを期待できる立法化は評価できます。このことから悪質事業者を市場から撤退させ健全な事業者の経済の活性化市場の適正化が期待できると考えます。

第3 意思表示

2 錯誤（民法第95条関係）

(1) 意見：意思表示に錯誤があった場合に、表意者がその真意と異なることを知っていたら、意思表示をしなかったであろうと認められる時、その意思表示を取り消すことができることに賛成します。

(2) 意見：

ア 意思表示の前提となる当該事項に関し、表意者の認識が法律行為の内容になっている時には取り消しが出来る事に賛成します。

イ 表意者の錯誤が、相手方が事実と異なることを表示したために生じたものであるときに取り消しが出来ることに賛同します。

昨年当委員会がおこなった消費者意識調査では、家庭でも洗濯可能の表示が付いた絹100%のブラウスを見つけ、外出用になると思い購入し、表示通り洗ったのにつやがなくなり、外出用には着られなくなった時に「返品し購入代金を返してほしい」「着てしまったので、あきらめて着る」のどちらかを選択するというアンケート結果は、着てしまったけれど返品し購入代金を返してほしいが6割を超えています。この意識調査からも明らかになってきていると考えます。

(3) 意見：

ア 相手方が、表意者の意思表示に錯誤がある事、相手方が前提事項を誤信し、それを前提として意思表示している場合は、表意者に重過失があっても、無効主張することが出来ることに賛同します。

イ 当事者双方が同一の錯誤に陥っていた場合にも、表意者に重過失があった場合でも、表意者の無効の主張は制限されないとする事に賛同します。

3 詐欺（民法第96条関係）

- (3) 意見：相手方のある意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては～相手方が第三者による詐欺を知った場合だけでなく、知ることが出来た場合にも詐欺取消の対象とする提案は賛成します。

なお、(注)にあるように、媒介受託者及び代理人のほか、その行為について相手方が責任を負うべき者が詐欺を行った時も詐欺取消が認められとするよう要請します。

第5 無効及び取消し

2 無効な法律行為の効果

- (4) 意思能力を欠く状態で法律行為をした者は～その了知をした時点でその法律行為によって現に利益を受けていた限度において、返還の義務を負うものとする。

意見：これについて賛成するには躊躇があります。不当利得を許してはならないという原則が働いていると思いますが、消費者トラブルの現場では「押し付けられた利得」という場合も多く存在します。詐欺等の行為をした悪質事業者の「やり得」を認めては取消しの意味がなくなります。サービス契約において、サービスの提供を受けた後、無効や取消し権を行使した場合、「価額返還」を求められと不要な給付を受けた消費者は事実上無意味な価額の返還負担を負うこととなります。

相手方事業者の不当な行為による無効・取消しの場合の清算は慎重な配慮が求められます。

第7 消滅時効

1 職業別短期消滅時効の廃止

意見：「民法第170条から第174条までを削除するものとする。」に賛成いたします。1年、2年、3年と職業別に定めた短期消滅時効は合理的に説明するのが難しいとされています。普通に考えてもなぜこのように決められたのか、よく理解できません。今回の見直しで誰でもわかるように消滅時効の考えを整理することに賛同します。

当委員会では、昨年民法についての消費者意識調査を行いました。時効については、「その権利の種類によって（飲食店のツケは1年、お店から購入した商品の代金は2年、医師の治療費は3年、医療過誤などの債務不履行による損害賠償の請求権は10年など）異なります。どう思いますか。」との質問に、「権利の種類によって異なる方がよい」との回答が圧倒的に多く、9割以上を占めました。このことを考えますと、国民の多くは時効期間の単純化・統一化をかならずしも望

んでいないことがわかります。

2 債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点

意見：当委員会の調査結果を踏まえたうえで、【乙案】を支持いたします。

「権利を行使することができる時」（民法第166条第1項）という起算点から10年間（同法第167条第1項）という時効期間を維持しているのに賛成します。その上で3年間・4年間・5年間という時効期間を新たに設けるとしてはありますが、この時効がどういう権利なのか示されておりません。国民が、なるほどと納得いくような権利の種類を明示してください。

更に、概要に説明されているように、生命又は身体に生じた損害にかかわる損害賠償請求権の消滅時効については特例を設けることに賛成いたします。

医療過誤の例などをみますと、債務不履行では10年で時効消滅、不法行為では損害及び加害者を知った時から3年の消滅時効、不法行為時から20年の除斥期間があるとされています。特例を設けることによって、現在よりも時効期間が短くなるという事態が避けられるという事ですので、ぜひ特例を設けてください。

第8 債権の目的

1 特定物の引き渡しの場合の注意義務（民法第400条関係）

意見：現行民法400条の「債権の目的が特定物の引き渡しをするまで、善良な管理者の注意を持って、その物を保存しなければならない」との抽象的な内容をより具体的な文言で明確にした点は賛同いたします。

特定物であっても売買契約においては売主が目的物の性質等に関して、契約上の責任を負うとの考えから、目的物が契約の趣旨に適合していなかった場合、単に売主が保存義務を尽くしていれば一律に免責されない、との趣旨と思われます。保存義務についてはなお存在意味があるとされつつも、その規定に関しては一層、の検討が必要と思われます。

第11 契約の解除

2 複数契約の解除

意見：複数契約の解除が明文化されることには賛成です。複数の契約が実質的に一体となっている場合も多く一部の契約を解除しただけでは完全な契約解除とはならないケースも多く複数契約を一括して解除できるとする案には賛成です。

但し、同一の当事者間に限定することには反対です。複雑な契約関係では、実質的に一体の契約を複数当事者の複数契約に形式上分離させて見える契約実

態も多いことを考慮すると規定の適用を免れる事業者も出てくる恐れがあります。規定内容を精査するべきと考えます。

第17 保証債務

意見：当該試案では保証人保護の規定として契約締結時の説明義務、情報提供義務、主たる債務者の履行状況に関する情報提供義務、過大な保証の禁止等が提案されいずれも賛成します。但し、個人保証の制限（無効）の範囲が貸金等根保証契約または貸金等債務に関する個人保証に限られています。適用範囲は拡大するべきと考えます。

第26 契約に関する基本原則等

4 信義則等の適用に当たっての考慮要素

意見：これについては、法文化には賛成しますが、これは、消費者となんら変わらない中小事業者への配慮についても考慮が必要です。消費生活センターには事業者とは名ばかりの個人自営業者の相談があります。その方達に商取引を適用するには無理があります。

第27 契約交渉段階

1 契約締結の自由と契約交渉の不当破棄

意見：このような規定が設けられることは、国民の立場から賛成です。

第27の1文で、契約が成立しなかったことそれ自体の損害賠償の責任はないとの原則が明らかにされていることには異論はありません。

契約が成立しなかったために被った損害は、どのような場合、相手方に賠償の責任が生じるかが明文化されることは、必要と考えます。

昨年、当委員会が行った消費者意識調査では、不動産賃貸契約において、（入居できるという）契約成立の信頼があったにもかかわらず契約に至らなかった場合には、前もって購入した家具などの代金を、損害賠償として請求するかという質問をしました。損害賠償を求めると回答した人が全体の8割と大勢をしめています。

条文では賠償の要件として、「相手方が契約の成立が確実であると信じ」、契約の成立が確実であると「信じるのが相当であると認められる」ことが必要とされています。「交渉に関する一切の事情」を考慮しても、個人の感覚・感情の違いなどから、「信じる」かどうかの相違が生じ、賠償の要件を満たしているか合理的に判断をするのは難しいと思います。さらに要件として、正当な理由なく「当事

者の一方が契約の成立を妨げた」ことが必要です。これらの要件が満たされた場合に、賠償責任が生じますが、立証するのが難しいと思われます。

しかし、このような契約破棄は日常生活上、賃貸や売買、請負契約などにおいて生じる可能性が高く、国民が当事者のどちら側にもなり得るので、条文として明確にされることは賛同いたします。

2 契約締結過程における情報提供義務

意見：明文化されることに賛成します。

契約を締結するかどうかの判断の基礎となる情報は、各当事者がそれぞれの責任で収集するのが当然であり、ある情報を知らずに契約を締結したことによって損害を受けたとしても、相手方は何ら責任を負わないという原則に異論はありません。しかし、当事者間で情報量に格差がある場合は、どうでしょうか。

医療契約の情報提供・説明義務に関して当委員会が実施した消費者意識調査の結果を紹介します。歯科インプラント治療中、「CT検査の結果土台はしっかりしているので骨移植は必要ありません」と歯科医から術前説明を受けて、術後「実際患部を見ると補強が必要だったので、人工骨（牛）を挿入しました」とのこと。全身麻酔中に予定変更の了承は困難。術前の説明が不正確だった責任はどうなるのでしょうか。追加治療費約13万円を請求され、支払いはどうしたらいいでしょう。という設問の回答は、「術前に提示された金額以外は支払わない」が7割。「説明不足に対して謝罪もあったし、この先の治療もあるので請求額を支払う」が3割でした。7割近い消費者が歯科医の説明不足の責任を求めています。当調査からも、当事者間に情報格差がある場合は、信義則に基づき、相手方がその当事者の一方に対して情報を提供しなければならないことが明らかで、契約締結過程における情報提供及び説明義務が明文化されることに賛同します。

第30 約款

1 約款の定義

意見：約款規定を立法化することには賛同します。

約款は、事業者が一方的に用意するため、事業者に有利な契約条項が約款の中に入る危険性があり、消費者は契約内容がよく分からないまま合意する場合があります。消費者にとって不利益な契約条項が入らないように、あらかじめ適正な約款を仕組む必要があります。消費者の理解と市場の透明化を図るためにも、条項の内容が公正で消費者が読み易く、分かり易い約款となることを望みます。

2 約款の組入要件の内容

意見： 現代社会は取引がほとんど約款で契約されているため、約款の内容を知ることが出来る状態が約款使用者に確保されていれば、約款はその契約内容とすることに賛同します。

ただし、契約締結前に約款を明示的に提示することを原則的な要件とすることを望みます。

3 不意打ち条項

意見：約款に含まれている契約条項の内容、約款使用者の説明、相手方の知識や理解度等により、相手方が約款に含まれていることを予測できないものについては契約とはならず、無効とすることには同意しますが、個別の契約条項について合意した場合は、不意打ち条項に当たらないとのことについては、いくつかの不意打ち条項リストを提示して判断の参考とするように望みます。

4 約款の変更

意見：ア～エの規律を設けることに賛同します。

事業者がどのような条件で約款を変更することができるか、明らかにしておく必要があります。不特定多数の顧客全員から承諾を取らなくても、一定の手続きで変更を認める場合、消費者にとって不利益な変更は認められないように適正な規定を望みます。

5 不当条項規制

意見：相手方に過大な不利益を与える契約条項は無効とすることに賛同します。

不当条項を規制し約款の適正化を図り、具体的な不当条項リストを設けることで、事業者・消費者の両方にとって市場を透明化し、事前に紛争を予防することが出来ると思われれます。

第35 売買

4 目的物が契約の趣旨に適合しない場合の売主の責任

意見：目的物に不具合があった場合、債務不履行による損害賠償又は契約の解除に加え、目的物の修補、不足分の引渡し、又は代替物の引き渡しを請求できる、とされたことに賛成です

今の民法では、目的物に不具合があった場合、570条の売主の瑕疵担保責任と同法が準用する566条では、買主の救済手段として、②の損害賠償請求権と解除権の2つを示すのみでした。しかし、通常商品に不具合があった場合、すぐに損害賠償や解約とするのではなく、まず、その商品を修理対応し、修理

をしても修復されない場合に、代替物と交換、あるいは契約の解除とするのが、現実的な対処方法となっています。

当委員会で昨年行った消費者意識調査では、「購入した中古車に不具合があった場合、どの様な対応が妥当と思うか」との質問に対し、「無償修理を依頼する」が約4割、「解約・返金を求める」が3割強、「有償修理で仕方がない」が3割弱という結果でした。

対象が中古車（特定物）であることを割り引いても、かなりの人が修理対応を妥当と考えていることが伺えます。

第37 消費貸借

6 期限前弁済

- (1) 当事者が返還の時期を定めなかったときは借主はいつでも返還することができるものとする。

意見：賛成です。当然の合理的規範と思います。

- (2) 当事者が返還の時期を定めた場合であっても、借主はいつでも返還をすることができるものとする。この場合において、借主に損害が生じたときは、借主は、その損害を賠償しなければならないものとする。

意見： 前段については賛成しますが、後段（アンダーライン当方付与）については反対です。事業者以外のつまり消費者にとっては何が損害か明瞭に判断できるものではありません。事業者以外の借主の期限前弁済についてはこの規定は免責とするよう求めます。

第38 賃貸借

1 賃貸借の成立（民法第601条関係）

意見：賃貸借の終了によって賃借人の目的物返還債務が生ずる旨の明記等について賛成です。

ただし、契約の成立を規定するのであれば、契約の完了についても規定が必要であり、契約の完了とは、賃貸物が相手方より返還され、更にそれを当事者の一方が受領するまでと規定としたほうが、より一貫性が出るものと考えます。

3 賃貸借の存続期間（民法第604条関係）

意見：賃貸借の存続期間の上限（20年）を廃止することは反対です。

概要の例示では、ゴルフ場の敷地の賃貸借や重機、プラントのリース契約等の場合においては20年を超える存続期間を定めるニーズがあるとされていますが、賃貸借全般において上限の無い存続期間を認めると、貸借物の損傷や劣化を顧みる機会を逃すばかりでなく、更にその間には世代の交代により責任の

所在があいまいになる状況が生じかねない、と想定できます。

従って、同条を維持する案に賛成です。

更に、存続期限は、第2項において更新も可能であり、「その期間は更新のときから20年を超えることができない。」とされていることから、20年ごとの更新時に再度契約内容を見直す機会を設けることができるものにとらえることができると思います。ただし、賃貸借人の立場や対象物により、存続期間を20年よりも短くすることもできるように、選択の自由は確保すべきです。

7 敷金

意見：賛成します。

地域によって、「敷金」と称する言葉の概念が違っていることを鑑みても、この明文化は意義があるものと考えます。

8 賃貸物の修繕等（民法第606条第1項関係）

意見：（注）の考え方を支持します。

（2）においては、「賃貸人が相当の期間内に必要な修繕をしないときには」とすると、かえって「相当の期間」が争いの対象となり得るし、更に「急迫の事情のあるときには」とすると、同様に急迫の事情に該当する場合の範囲がいかようにもとれ、急迫であれば賃貸人の承諾無く行えるなど拡大解釈の可能性が残ります。そこで、ここは（注）を採用し、「賃貸人が上記（1）の修繕義務を履行しないときには、賃借人は、賃借物の使用及び収益に必要な修繕をすることができる」と定めるのみとし、その解釈・運用は個別の合意に委ねるべきという考え方を支持したいと思います。もしくは、諸般の事情で賃貸人が修繕をできない場合もあると考えられるので、「修繕義務を履行し得ないときには」としてはどうかと考えます。

10 賃借物の一部滅失等による賃料の減額等（民法第611条関係）

意見：（1）（2）について、賃借物の一部がいかんにして滅失したかによる双方の在りようについて、当然のことが記載されているものとして、同案に賛成します。

13 賃貸借終了後の収去義務及び原状回復義務（民法第616条、第598条関係）

意見：本案について賛成です。

賃貸借終了後の収去義務及び原状回復義務は、例えば、不動産の賃貸借において、契約終了時に必ず直面するものとして、一般的な理解を明文化する本案を支持します。

（2）第2文にある、「その損傷が契約の趣旨に照らして賃借人の責めに帰する

ことができない事由によって生じたものであるときは、借借人は、その損傷を原状に復する義務を負わないものとする」という文言において、規定に含めることは意義がありますが、ただし、「契約の趣旨に照らして」という部分についてはいささか曖昧さが残る感があり、逆に争点となる恐れも否めません。また、賃貸契約時の収去義務及び原状回復義務についての特約がある場合を考慮し、「特約がある場合を除き」と例外規定を加えることも必要であると思います。

(3) の、いわゆる通常消耗（経年劣化を含む。）の回復は原則として原状回復義務の内容に含まれないとする判例法理（最判平成17年12月16日集民218号1239頁）を明文化することについて、評価いたします。

第41 委任

6 準委任（民法第656条関係）

意見：(1) 及び(2) について、いずれも反対します。

現在の消費社会においては多様なサービス契約が存在し、サービスの契約締結中に多くの消費者トラブルが発生しております。エステサロン、外国語会話教室、結婚情報サービス等々長期継続契約故の問題から特定商取引法の規定が設けられた所以です。今回の提案は現行法よりも準委任の任意解除権を制限するとなります。「受任者の選択にあたって、知識、経験、技能その他の当該受任者の属性が主要な考慮要素になっていると認められるもの」という要件は実務面において適用範囲をめぐる紛争となることが懸念されます。特定商取引法の適用範囲でないサービス契約が市場を席卷している（携帯電話サービスやブロードバンド）現状を考えると、消費者法のインフラが整備されていない状況においては、現行民法 651 条の準委任解除権は受け皿規定として大きな役割を担っています。この準委任の任意解除権を狭めることのないよう慎重を期して下さい。

以上